

# 地域デザインフォーラム ヒアリング報告 (板橋区政策企画課)

日 時：2010年6月3日(木) 18:30～20:30

会 場：板橋区役所 303会議室

説明者：(政策企画課)

相田治昭政策企画課担当係長 小西達也政策企画課主  
査 吉田有政策企画課主任

出席者：(大東文化大学)

東田親司政治学科教授 浅野美代子法律学科教授  
(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長  
村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任  
事

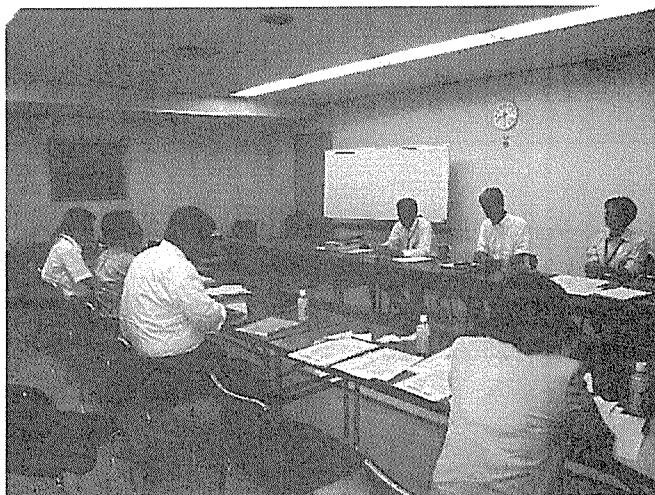
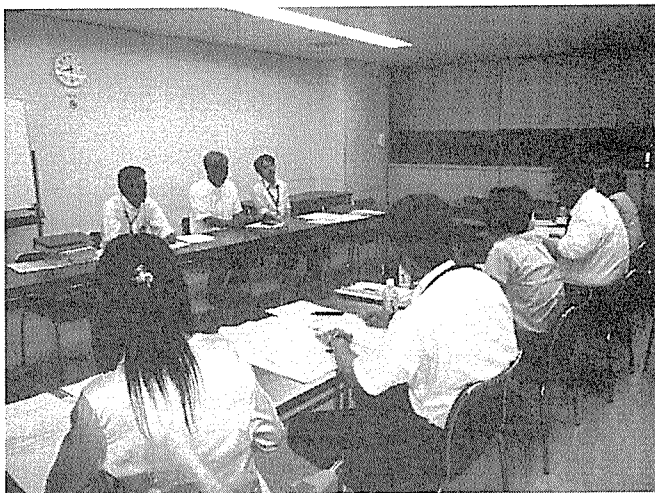
目 的：板橋区における、自治基本条例、自治力UP、行政評価  
の実施状況や今後の予定についてヒアリングを行う。

---

## 1 自治基本条例について

### (1) 自治基本条例とは

自治基本条例は、北海道ニセコ町において日本で初めて制定され、現在、特別区では、杉並区・豊島区・足立区・中野区・文京区で制定済み、墨田区・新宿区と板橋区で制定中となっている。ニセコ町では、町が中心となり制定したが、杉並区や三鷹市では、住民協議会を設立し、ワークショップ形式で制定していったなど、それぞれの自治体の特徴がある。



▲政策企画課ヒアリングの風景

自治基本条例は、一般的には、

- ①自治体を運営するための基本理念（自治の基本理念や情報の共有、住民参加・協働の推進など）
- ②参加と協働を推進するための仕組み（パブリックコメント、審議会の公開など）
- ③行政運営の基本原則（基本構想・基本計画の策定、情報の公開・提供、行政評価など）

が盛り込まれる。

自治基本条例は、基本構想・基本計画や各種条例よりも上位に位置し、これらの各種条例等の考え方や仕組み・制度などのガイドラインとなるものである。

板橋区では、制定までに、区民中心のワークショップ形式で議論を進め、その後、議会に提出、施行を予定している（越谷市では、200回にも及ぶワークショップを開催し議論を行った。）。

そのプロセスとして、板橋区では、地域協働の仕組みを整えてから条例制定という流れだが、豊島区では、条例を制定後にコミュニティを形成するという手法をとっているなど、その進め方は様々である。

## (2) なぜ自治基本条例を制定するのか

少子高齢化が進み、人口も減少し、一方で行政ニーズは増加してきており、財政状況は悪化している。このような状況に対応するためには、子育て・介護など、これまで行政が行ってきた分野を、これからは、区民との協働によって進めていくという「新しい公共」という概念が必要であり、自治基本条例は、それを制度的に保証するために制定を目指している。

## (3) 自治基本条例を制定することで

自治基本条例を制定することで、即、何かが変わるということはない。区民・区職員の意識が徐々に変わっていくことが期待されている。具体的には、区民にとっては、「参加」するた

めに情報公開等を「武器」にすることが考えられ、区職員にとっては、それに機敏に対応する意識が必要となってくる。

杉並区では、条例の見直しが予定されているように、板橋区は、後発自治体としてメリットを生かし、他自治体のよいとこを学び、議論を深め制定を進めていく予定である。

#### (4) 自治基本条例制定に向けた動き

今後、ワークショップ形式をとり、議論を進めていく。ちなみに、ワークショップの応募区民は、50名募集に対し49名が応募している。議論の際のファシリテーターは、委託業者が行い、区職員や大学教授等が連携しサポート役を行う。その後、議会へ議案を提出し、議会で認められれば施行していく、という流れを考えているが、他自治体の状況を見ると、そのままでは認められないケースもある。

## 2 自治力UPについて

### (1) 地域会議設置について

現在板橋区内には、約200の町会・自治会が存在しており、区が実施する青少年健全育成・防災・防犯活動を町会・自治会にお願いして、実施してもらっている。

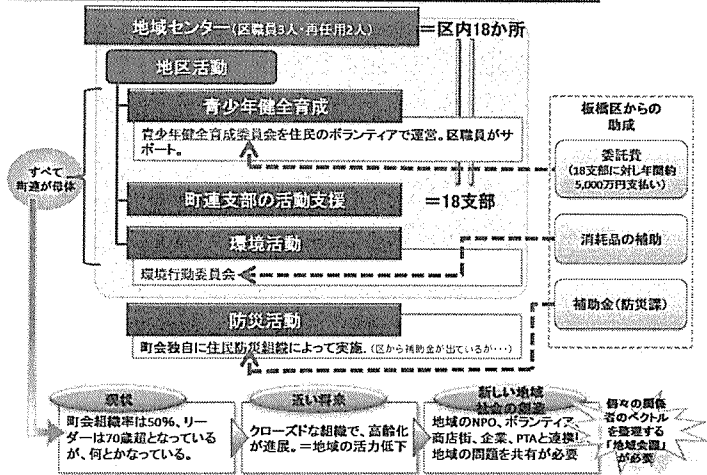
一方、地域センターは、区内に18センター設置されており、これは、町連の18支部に対応している。青少年健全育成、環境活動等行っているが、いずれも町会が母体となって実施しており、現在、高齢化・重複化が進んでいる。

現状であれば、なんとか地域活動を維持できているが、近い将来活動が停滞、地域の活力が低下することが予想されている。地域には、NPO・ボランティア・商店会・企業・PTAが存在しており、今後、これらと地域の問題共有が必要であり、その個々の意識のベクトルを整理する「地域会議」の設置を目指す。

ただし、下記のような課題もあるため、いきなり「地域会議」を設置するのではなく、地域の情報を共有する「地域情報連絡会」の設置という段階を踏み、地域の縦割りを排除し、横

の連携を充実させていく。

板橋区における「地域会議」設置について～現状とその必要性～



なお、協働に関する全庁的な施策は、地域振興課の協働推進担当係長がメイン担当となり、今までの経緯等もあるため、政策企画課職員がサポートして進めていく。

(2) 課題

町会・自治会は今までも同様の活動を行ってきた自負もあり、特定の地区ではあるが反対の声が多い。また、各団体も既に町会メンバーになっていることもあり、組織の屋上屋になってしまう可能性もある。

また、地域会議は、中学校単位での設置を予定している。一方教育委員会では、小学校単位で独自に「いきいき寺子屋事業<sup>1)</sup>

1 「いきいき寺子屋事業」：土、日曜日や放課後に学校施設を活用して、各学校ごとに事業を実施。事業の実施形態については、クラブ形式やイベント形式があり、その地域や保護者の特色を活かした内容で、工作教室、料理教室、英会話教室、パソコン教室、各種スポーツ、デイキャンプ、おまつり、ボランティア・奉仕活動など様々な事業を実施している。

「スクールガード（見守り）事業<sup>2</sup>」「学校支援地域本部<sup>3</sup>」「あいキッズ事業<sup>4</sup>」を実施しており、これらは、18地域センター単位で行う青少年健全育成事業と類似・重複するものがある。今後は、それら事業の整理が必要。

柏市では、新興住宅街ということもあり、ふるさとをつくるということを目的に行政と住民で「ふるさと協議会<sup>5</sup> (<http://www.sepia.dti.ne.jp/rengoukai/aboutus.html>)」というコミュニティを設置している。板橋区のように歴史がある地域とは事情が異なるが、地域の成熟度に合わせ、「目的」を設定しコミュニティ施策を推進していくことも必要かもしれない。

---

2 「スクールガード事業」: 下校時の児童の安全を確保するために、通学路やわき道などを防犯パトロールし、犯罪に巻き込まれることを抑止するための活動を行う、地域の方々のボランティアによって実施。

3 「学校支援地域本部」: 家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、学校が必要とする活動について、地域のボランティアの方々が参加することにより、学校を支援する仕組み。地域が学校運営を支援することにより、教員が子どもと向き合い、本来の教育活動に専念することが可能となる。

その基本的なしくみは、学校の求めに応じてどのような支援を行うかといった方針などの企画・立案を行う組織である「代表者会議」、学校とボランティア間の連絡調整役となる「地域連携コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」で構成されている。

4 「あいキッズ事業」: 次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成を願って、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する新しい放課後対策事業。

5 昭和 55年以降、柏市内 20のコミュニティエリア毎に「ふるさと協議会」が設立された。心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域の近隣センターを拠点にして、地域の実情に応じた様々な活動を行っている。

現在、各地域の「ふるさと協議会」は概ね、町会・自治会長のほか、子供会、老人会、民生委員、健康づくり推進員、青少年育成団体などで構成され、「各種団体間の調整」、「住みよい地域づくり」、「防災・安全」、「生涯学習・文化活動」、「体育活動」、「生活環境の向上」、「地域福祉の増進」等を事業として、「安心・希望・支え合い」のまちづくりの中心的な担い手となっている。

### (3) 具体的取組み

#### ①民間交番「森の番所」

民間交番を商店街が中心となり、町会・自治会・PTAに働きかけ、設置が実現した。ハード部分に関しては、「東京都特定施策推進型商店街事業」に認可され補助金を受けたが、ソフト部分に関しては、ボランティアで運営。防犯対策、地域交流の拠点として、地域活性化につなげていく。

(参考) 先行事例として明大前に地域住民によって設置された民間交番がある。ボランティア自警団を中心に民間交番を設置。正規の交番が設置された後も、犯罪率を抑えるために存続し、運営している。

民間交番「ピースメーカーズボックス」HP：

[http://www.jcadr.or.jp/sankagata\\_jirei/jireiset/jirei07/jirei07.htm](http://www.jcadr.or.jp/sankagata_jirei/jireiset/jirei07/jirei07.htm)

#### ②区立公園の里親「グループけやき」、花づくりグループ「さくらの会」

「グループけやき」は、前野町の公園新設にあたってワークショップを行っていたメンバーを中心に、「けやきの公園」を地域住民で維持・管理するために結成されたボランティア団体。区と協定を結び、協働で公園の維持管理や区の補助金なしで地域の交流イベントを実施している。また、一般の区の公園とは違い、花づくりグループ「さくらの会」において、花壇の維持管理やハーブの寄せ植え講習会なども行っている。

#### ③「ジョブ・シャドー・デー」

「ジョブ・シャドー」とは、職業体験プログラムの1つ。ものづくりへの地域の理解と次世代育成を目的に、高島二中の職場体験学習の一環として、区の補助金なしで実施している。前年度の生徒が今年度の生徒に教える、というように毎年改良されている。また、企業側も「見られている」ということから、意識の改革が起こっている。

### 3 行政評価について

#### (1) 板橋区における行政評価

施策や事務事業の目標や成果を数値など区民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていくことを目的に、平成13年度から実施している。

板橋区の場合、客観性と公正性を担保するため、第三者評価機関として「板橋区行政評価委員会」を設置し、学識経験者や区民による外部評価を行っている。区としては、全事業に対し数年計画で外部評価を行う意向であるが、今までに6割程度が終了している。

#### (2) 評価対象の重点化と区民の行政参加

今年度の基本的な方針として、評価対象の重点化と区民の行政参加が挙げられる。

##### ① 評価対象の重点化

評価対象の重点化を進めるにあたり、昨年度二次評価において、施策および施策を構成する事務事業すべてが「継続」であった施策を評価対象外とした。

##### ② 区民の行政参加

区民の行政参加の観点から、原則評価委員に施策・事務事業の選定をお願いしているが、幅広い区民の意見を反映させるため、区民満足度調査の満足度の低い事業の選定を行った(杉並区では、区民アンケートで評価の参加を行っている)。

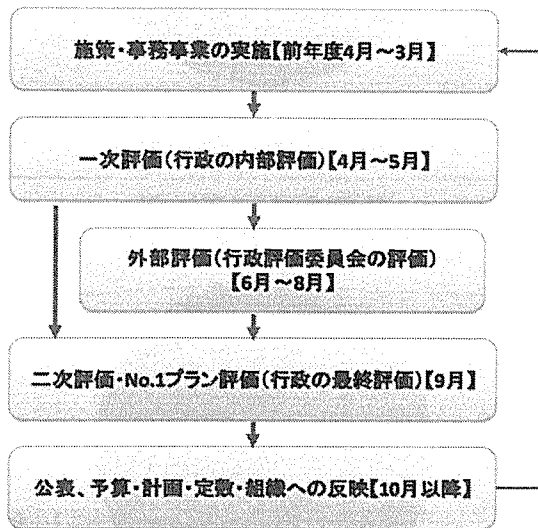
また、今年度は、外部評価委員の区民公募委員を2名、学識経験者を1名増員し、選定施策・事業数は約20施策60事業(昨年度は19施策51事業)を評価実施する予定。区民公募委員は3名の募集に対し3名の応募があった。さらに、今回から外部評価における部局ヒアリングを全面公開して実施することとなっている。



### (3) 行政評価の流れ

PDCA サイクルに則り、おおよそ下図のとおりの流れとなっている。二次評価を行う際に、評価原案は政策企画課が行う。所管課と意見が食い違うこともあるが、原則は、議論を行い、折り合いをつける。まれに、折り合いがつかず、庁議の場において部長同士で議論し、区長が裁定を行うこともある。

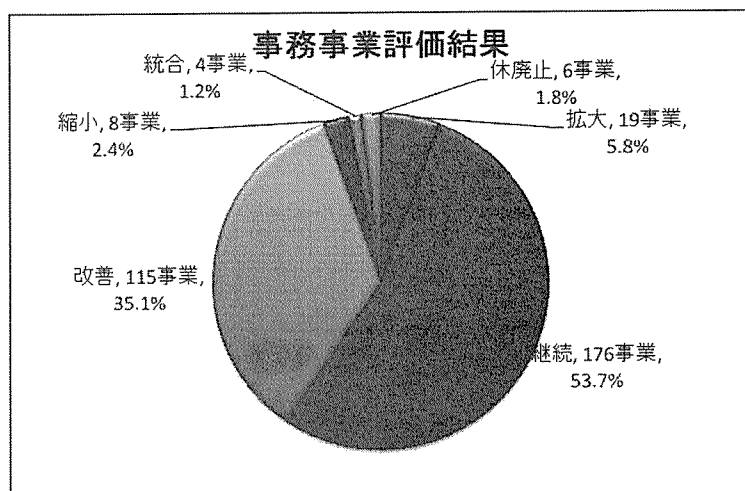
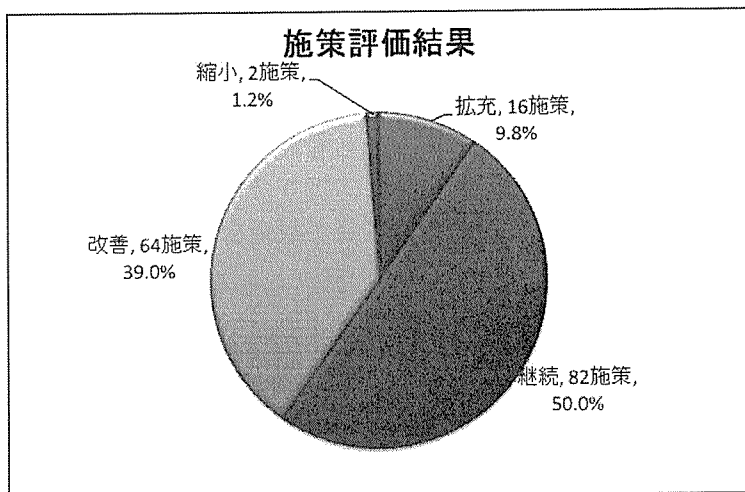
#### 板橋区の「行政評価」の流れ



### (4) 平成 21 年度行政評価結果について

平成 21 年度の施策評価結果は、50.0%が「継続」、39.0%が「改善」、9.8%が「拡充」、1.2%が「縮小」となっている。事務事業評価は、53.7%が「継続」、35.1%が「改善」、5.8%が「拡大」となっている。

事業仕分けの外科手術のような効果はなく、「縮小」「改善」の割合が高いが、必ずしも予算と連携していないものもあり、予算上への反映額は少ないと思われる。



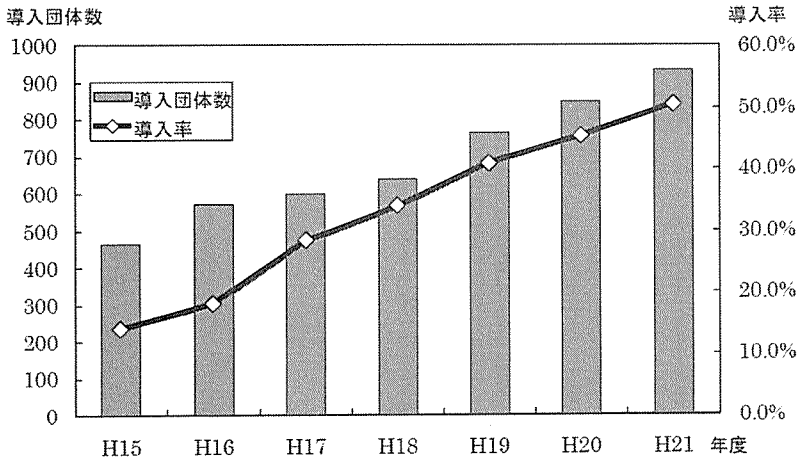
#### (5) 行政評価の今後

全国的に、行政評価を行っている自治体は増加傾向<sup>6</sup>にある。現状においては、事業仕分けについて、その効果・成果が明確

6 出典 総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況」(平成 22年 3月 16日)。http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/100318\_1.pdf

に判断できていないということもあり板橋区では実施する予定はない。これまでも、行政評価は、毎年外部の評価委員に評価され、それを反映させることで、改善を図ってきており、今後とも充実を図っていく。この行政評価と予算・監査等の関係、必要書類の様式の統一や実施の時期などを含め、今後、コンサルタントを導入し、1年間かけて研究を行い、行政経営品質の向上を目指していく。

行政評価導入率(都道府県・市区町村)の推移



調査時点	平成 15 年 7 月末	平成 16 年 7 月末	平成 18 年 1 月 1 日	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 10 月 1 日
全団体数 (都道府県・市区町村)	3,254	3,169	2,122	1,887	1,870	1,857	1,843
導入団体数	465	573	599	641	764	846	932
都道府県	46	46	46	45	46	47	46
政令指定都市	13	13	14	15	17	17	18
市区町村	406	514	539	581	701	782	868
導入率	14.3%	18.1%	28.2%	34.0%	40.9%	45.6%	50.6%

